



税の申告準備はお早めに！

来年中旬から申告相談が始まります。

期間中は、会場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告の待ち時間短縮のため次のことについてご協力をお願いします。

所得税確定申告書の電子申告について

令和5年分所得税確定申告について、会場で申告相談された所得税確定申告書（還付申告を含む）は電子申告で税務署に送付します。電子申告を行う際は利用者識別番号が必要となるため、税務署からのお知らせのききや通知書をお持ちの方は必ず持参してください。利用者識別番号が無い方は、申告相談時に会場で新規に取得しますので、マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

収入金額が確認できる書類の準備

申告には令和5年中の収入金額が確認できる書類が必要です。給与所得の源泉徴収票等をご準備ください。

また、令和5年中に生命保険会社等から満期保険金・一時配当金や個人年金等を受け取られた場合、それらも所得とみなされます。これらの所得金額

は収入（実際に支払われた金額）から経費（掛け金等）を差し引くことによつて求めることができますので、申告の際には、生命保険会社等から発行される支払通知書等をお持ちください。

待ち時間を減らすために

医療費の計算や営業・農業等の収入と経費の計算がされていない場合は、計算コーナーにご案内することになります。待ち時間の短縮のため、事前の資料整理にご協力をお願いします。

営業・農業等の収支計算をする場合

あらかじめ、毎月の収入計算や領収書を整理して、項目別に確認ができるよう、分類集計の準備をお願いします。※平成26年1月から、営業・農業等の事業所得があるすべての人について記帳と帳簿等の保存が必要になりました。記帳にあたっては、売上等の収入金額や仕入れその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、請求書や領収書等の書類とともに5〜7年間保存する必要があります。（記帳は、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています）

■問い合わせ

税務課 ☎0820(74) 1008

医療費控除の申告をする場合

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。健康保険組合等が発行する「医療費の通知」などを添付すると、明細書の記入を省略できます。領収書は「医療を受けた人ごと」、「病院・薬局ごと」に分け、それぞれの合計金額を計算しておいてください。また、医療費の払い戻しや、生命保険などの補てんを受けた場合は、その金額がわかる資料を準備しておいてください。

領収書等の注意事項

領収書や証明書は、必ず原本の準備をお願いします。

◎収入が公的年金のみの方

収入が公的年金のみの方は、年金支払者（日本年金機構等）から町に年金情報が通知されてきますので、町・県民税の申告は必要ありません。ただし、公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を追加する場合や、源泉徴収されている所得税の還付を受けたい場合は、申告が必要になります。

令和6年度から森林環境税の課税がはじまります

森林環境税について

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

令和6年度から町県民税の均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1000円を市区町村が賦課徴収することとされており、その税収は全額が森林環境譲与税として市区町村や道府県へ譲与されます。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちください。マイナンバーカードには顔写真が付いているので、マイナンバーカードのみでマイナンバーおよび本人の確認が可能です。



マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

ご記入いただくマイナンバーと、そのマイナンバーの持ち主であることの確認書類が必要なため、**確認書類①と②**をお持ちください。

確認書類①…マイナンバーの確認書類

- 例) 通知カード*、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうちいずれか1つ
- ※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

確認書類②…マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

- 例) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ（※写真表示のない身元確認書類（保険証等）の提示のときには、2種類以上の書類が必要です。（例）保険証とキャッシュカード等）

森林環境税と町県民税均等割の課税額

		令和5年度まで	令和6年度から
国税	森林環境税	—	1,000円
	町県民税均等割	2,000円 ^{※2}	1,500円
	町民税	3,500円 ^{※2}	3,000円
合計		5,500円	5,500円

- ※1…町県民税均等割額のうち500円はやまぐち森林づくり県民税として森林整備のために負担していただいている税金ですが、今回の森林環境税（国税）とは別の税金です。
- ※2…平成26年度より、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、町県民税均等割額に1人年額1,000円（各500円）が課税されていますが、こちらは令和5年度で終了します。